

LC2) ISO対応特別委員会規則

平成9年11月21日	制 定
平成16年3月16日	一部改正
平成20年3月19日	〃
平成23年11月18日	〃

(目的)

第1条 土木学会ISO対応特別委員会（以下「委員会」という）は、土木分野の技術体系全体の視点から、ISOに関する土木分野での情報の一元化、ならびに個々の規格の審議に連携性を持った対応を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 土木関連分野のISO活動における基本方針の検討
- (2) 土木関連分野の国内審議の連絡・調整及び全般的立場からの意見の提出
- (3) 対応活動の基礎となる土木関連分野のISO及びCENに係わる情報の収集、その一元管理及び提供
- (4) 土木関連分野に大きな影響を持つと考えられる新たなISOでの専門委員会(TC)の設置がある場合のISOにおける直接的な活動（国内審議団体となる）
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 組織構成

- 1) 委員会の組織構成と序列は、次のとおりとする。

委員会－幹事会－小委員会

- 2) 小委員会の設置は、土木学会委員会規程第6条（小委員会等）による。

(2) 構成員

- 1) 委員会は、委員長1名、幹事長1名、委員40名程度（幹事数名兼任）、委員会顧問若干名によって構成される。また、必要に応じて副委員長を置くことができる。それらの職務は、次のとおりとする。

- ・委員長：委員会を代表し、委員会事業を統括する。
- ・副委員長：委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。
- ・委員：委員会事業を遂行する。
- ・幹事長：委員長を補佐し、委員会事業を処理するとともに、幹事会を統括する。
- ・幹事：幹事長を補佐し、委員会事業を処理する。
- ・委員会顧問：委員会事業に意見を述べる。

- 2) 幹事会の構成員は、幹事長、幹事、委員長、副委員長とする。

- 3) 小委員会の構成員は、小委員会委員長、小委員会委員、小委員会幹事長、小委員会幹事とし、その職務は上記の委員会の職務を小委員会の職務に読みかえることとする。

- 4) 小委員会委員長は、委員会委員から選出することとする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法と任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員長

1) 委員長の選出は、幹事会で発議して委員会委員の承認により候補者を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。なお、委員長の選出（交代）時期は、土木学会委員会規程第4条（任期）の(1)によることとする。

2) 委員長の任期は、1期2カ年とし、再任を妨げない。

(2) 委員等（副委員長、委員、幹事長、幹事、委員会顧問）

1) 委員等の選出は、ISO国内審議団体及び土木学会委員会の推薦、並びに委員長の推薦により会長が委嘱する。なお、委員等の選出（交代）時期は、土木学会委員会規程第4条（任期）の(1)によることとする。

2) 委員等の任期は、1期2カ年とし、再任を妨げない。

(運営)

第5条 委員会の運営は次のとおりとする。

(1) 会議等の開催

1) 委員会は、委員長が招集して開催する。

2) 委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合は、その結果を委員に通知する。

3) 幹事会の開催は、前記(1)、(2)の委員長を幹事長に読みかえる。

4) 小委員会の開催は、前記(1)、(2)の委員長を小委員会委員長に読みかえる。

(2) 事業計画および予算

本委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い『事業計画および予算』を作成し担当理事を経て提出する。

(3) 事業報告

本委員会は、土木学会委員会規程第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い『事業報告』を作成し担当理事を経て提出する。

(4) 成果の報告

本委員会は、土木学会委員会規程第8条（成果の報告）の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第6条 委員会の担当事務局は、技術推進機構とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（平成9年11月21日 理事会議決） この内規は、平成9年11月21日より施行する。

附則（平成16年3月16日 理事会議決） この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成20年3月19日 理事会議決） この内規は、平成20年3月19日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。